

平成29年第8回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	平成29年11月24日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 平成29年12月8日			議長	工藤 求	
	閉会 平成29年12月11日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	大 森 一	出	6	中 村 勝 明	出
	2	畠 山 拓 雄	出	7	鈴 木 隆 昭	出
	3	上 山 明 美	出	8	中 村 芳 正	出
	4	菊 地 大	出	9	佐々木 芳 利	出
	5	上 村 繁 幸	出	10	工 藤 求	出
会議録署名議員	9	佐々木 芳 利		1	大 森 一	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 長	畠 山 淳 一	主査	前 川 恵 美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石 原 弘	教 育 長	巖 敏 雄		
	副 村 長	熊 谷 牧 夫	教 育 次 長	佐々木 修		
	総務課長 会計管理課長 税務会計課長	早 野 円				
	政策推進課長 復興対策課長	佐 藤 智 佳				
	生活環境課長	工 藤 隆 彦				
	保健福祉課長	工 藤 光 幸				
	建設第一課長 建設第二課長 産業振興課長	佐々木 卓 男				
	総務課主幹	平 坂 聡	生活環境課 主任主査	佐々木 和 也		
	総務課主幹	大 森 泉	税務会計課 主任主査	佐 藤 和 子		
	保健福祉課主幹	大 上 高 広	税務会計課 主任主査	横 山 順 一		
	産業振興課主幹	渡 辺 謙 克	建設第一課 主任主査	早 野 和 彦		
	総務課主任主査	菊 地 正 次	建設第二課 主任主査	畠 山 哲		
	政策推進課 主任主査	佐々木 賢 司	建設第一課 主任主査	角 舘 尚		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成29年第8回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年12月11日（月曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 田野畑村入学及び卒業祝金支給条例
- 日程第12 議案第12号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第13号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 同意案第1号 田野畑村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 追加日程第2 同意案第2号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 追加日程第3 同意案第3号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること

とについて

追加日程第4 発議案第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書について

追加日程第5 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程に従い進行します。

日程第1、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことの協議及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由ですが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くこと及び岩手県市町村総合事務組合同規約別表第2において所要の整備を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第2、議案第2号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第2号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙協議書をごらんください。長々と書いておりますが、要するに岩手県市町村総合事務組合に紫波、稗貫衛生処理組合から納付された退職手当負担金をもって、当該組合員の常勤職員に退職金を支払った際、負担金が余ったら還付し、足りなければ追加負担してもらうという意味でございます。

議案にお戻りください。提案理由ですが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第3、議案第3号 23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 議案第3号 23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年3月8日に議会の議決を経た23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事。

2、工事場所、田野畑村机地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前でございますが、11億1,600万3,000円、変更後11億3,569万2,000円、1,968万9,000円の増額となっております。

お手元の図面をごらんください。赤色部分が今回の23災262号でございます。そして、緑色の部分が28災10号、28災30号となっております。これ2回の被災を受けている部分です。この緑部分の施工の数量等が確定しておりまして、請負額の変更はございません。今回の23災262号の赤色部分でございますけれども、沖防波堤72.3メートル、基礎工82.3メートル、上部工が67.4メートル、場所打ちの堤体工が72.3メートル、消波工78.1メートルの施工延長となっております。これらの変更はございません。

今回の主な増額の理由でございますけれども、現場で施工している起重機船ですけれども、これは通常島越漁港に停泊しているわけですが、26年4月から29年4月までの間、島越漁港の外郭

施設がまだ整備途中であったため波浪警報時には静穏度が悪く、停泊できないということから、島越の漁港から宮古港まで避難回航費、往復12回を計上したということでございます。これが変更理由でございます。工期については、平成30年1月31日となっております。

4、受注者、大豊建設(株)・大崎建設(株)特定共同企業体、代表者、住所、東京都中央区新川1丁目24番4号、氏名、大豊建設株式会社、代表取締役、大隅健一。上記代理人、住所、宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番2号、氏名、大豊建設株式会社東北支店、執行役員支店長、尾形則光。構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社、代表取締役、畠山陸也。

理由でございます。23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 往復12回の積算根拠をお知らせください。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 これは、まず東日本大震災で防波堤が被災し、作業船が安全に停泊できない漁港においては、波浪警報時に発令された避難回航費を計上することができるということになってございまして、これは運ぶとすれば波高が6メートル以上ということになります。それで、積算根拠ということですが、これはその都度都度に波高の日報等を提出しまして、それで12回の確定、業者のほうから上がってきますので、それを確認して、その回数を計上してございます。

○議長【工藤 求君】 5番、上村繁幸君。

○5番【上村繁幸君】 その作業船であります、聞くところによりますと、ちょっと最近、場所についてはわかりませんが、故障というか、調子が悪いと、そういうように聞いておりますが、そういうことから予定どおりに完了するのでありますか。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 今の質問ですが、起重機船が一部、今大槌の漁港のほうなのでありますが、そちらのほうにドックしてまして、そしてきょうの日に戻ってきて、あしたから作業できるというふうなことで、なぎ次第、今胸壁部分、パラペットの部分の状況は完成していますので、その背後のほうに消波ブロックを据えつけるという予定になってございます。それで、なぎ次第でありますけれども、予定どおり1月末には完成するという状況でございます。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 23災第262号机漁港沖防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第4、議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成28年3月21日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前でございますが、9億6,101万8,000円、変更後10億4,272万3,000円、8,170万5,000円の増額となっております。

議案4号の資料の図面をごらんください。4枚図面があります。平面、縦断、横断図というふうなことで4枚ありますが、図面の左側のほうで施工部分149.6メートル、右側施工の部分で149.1メートルで、防潮堤工事の施工延長は全体で298.7メートルとなっております。

今回の主な増額の理由でございますけれども、平面図の図面の左側の赤枠で囲っている部分、この仮設矢板工増額分ということですが、これは村道と近接する工事の部分、あとは盛り土のり面安定、防潮堤の掘削、切り土のり面の安定を確保すること、そしてまた潮位や地下水等の変動に伴うのり面崩壊防止の対策が必要なことから、仮設工の締め切り矢板を延長にしますと267.2メートルで、矢板の高さは8から11メートル、矢板の枚数を668枚増工するものであります。

また、基礎工、これは縦断図のほうを見てもらいたいのですけれども、鋼管ぐいの本数が212本、これは変更ございませんけれども、当初は鋼管長、最小で8.5メートルから最大15.5メートルで、平均で11.5メートルとしておりましたけれども、今回最小9メートル、最大19メートル、平均値を14メートルとなって、本数は212本で変わりませんが、鋼管長が増工になったということになります。これは、鋼管ぐいの縦断図で赤く塗ってある部分、これが長さが伸びているという、このことは施工する前に試験ぐいというものを打つわけですけれども、それで支持層を確認します。その支持層を確認して、当初の形状だと短いということが判明しまして、支持層の必要な部分まで今回鋼管ぐいが伸びているという理由でございます。工期は平成30年12月28日となります。

4、受注者、陸中建設（株）・熊谷建設（株）特定共同企業体。代表者、住所、岩手県宮古市宮町1丁目3番5号、氏名、陸中建設株式会社、代表取締役、伊藤敏。構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 完成予定日が30年12月完成のようですが、これは東日本大震災津波社会資本の復旧、復興ロードマップで、田野畑はたしか2カ所だか、31年から32年に延伸という箇所には、この部分は該当しないのですよね。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 今の質問ですけれども、ロードマップで32という公表をされているのは県の島越の防潮堤でございます。今後あと議案が2件ほどありますが、今回のこれは30年12月28日に工程上は終わる、そして次の水門の議案のほうになりますと31年となりまして、今村の継続費は25から30年までの継続費で、33億の継続費で動いております。今後、これは見通しですけれども、どうしてもまだ工程的にいつ30年度では難しいので、これは今回の3月というか、そういうところで継続費の変更等を踏まえていただきまして、そしてロードマップのほうに掲載して、最終的には島越と同じように32年度というふうな完成になるというふうなことになるのかと考えております。

以上です。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 災害復旧の防潮堤工事に絡んで、羅賀漁港の関連道路がそれぞれやっているわけで、海鳴台に上がる道路は既に完成しているわけですが、これはいつ供用開始になるのか。

これから雪が降ったり何だりすれば、今までの現道はかなり危険度が高いところで、出来てますので、そこらのめどをお伺いします。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 ただいまの質問ですが、海鳴台の件でございますが、海鳴台は12月8日、先週の金曜日ですか、完成しました。そして、今週の15日、完成検査をします。そして、完成検査をして完成が認められれば、それから供用開始して、そして冬場の除雪についてはそこを除雪して、新しい道路を海鳴台の皆さんには通ってもらうというふうな考えでおります。

○8番【中村芳正君】 わかりました。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成28年6月16日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事。
- 2、工事場所、田野畑村平井賀地内。
- 3、変更の内容、契約金額、変更前は8億9,508万8,000円、変更後9億5,071万4,280円、5,562万

6,280円の増額となっております。

図面のほうをごらんください。図面が3枚ほどございます。まず、平面図で見ますと、左側の防潮堤の部分で延長が39.6メートル、そして右側の防潮堤が30メートル、そして真ん中が水門の躯体なわけですが、35.5メートルで、水門土木工事の全体延長とすれば105.1メートルとなっております。

今回の主な増額の理由でございますけれども、水門の掘削の崩土抑止用として、水位が潮位より変動し、のり面が自立しないということから、仮締め切りを95.2メートル、これは3枚目の図面のほうをごらんください。この中で仮設矢板工というふうにくくってあるのですけれども、これが矢板95.2メートル、高さで7.5メートル、矢板の枚数で238枚ほどを増工するものであります。

また、今度平面のほうに戻ってもらえれば、鎖線の切りかえの仮設の矢板257.6メートル、高さで8メートルの矢板なのですけれども、矢板の枚数が644枚で、これは技術的な話なのですけれども、当初はバイブロハンマーということの打ち込み工法でございました。これは、地盤が玉石等のまじりのために、石が結構点在しているために、これをウォータージェットという、水で飛ばすのですけれども、ウォータージェット併用のバイブロハンマーで打ち込んだという工法に変更して、増工したものでございます。これについては、工法の施工の変更をしたという内容でございます。工期は平成31年3月31日。

4、受注者、大豊建設(株)・宮城建設(株)特定共同企業体。代表者、住所、東京都中央区新川1丁目24番4号、氏名、大豊建設株式会社、代表取締役、大隅健一。上記代理人、住所、宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番2号、氏名、大豊建設株式会社東北支店、執行役員支店長、尾形則光。構成員、住所、岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧(水門土木)工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 この図面、平面図の青のところは、これは車が入りができるかどうかですか。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 青の部分は、陸閘のところの門扉になります。水門そのものの本体の赤の部分は、これは機械設備で、それ以外のところは出入りができるということになります。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 これから見れば、何か駐車あたりだかのところに、今工事しているところに

四角のあれがあるのだね。人が通るのだからどうか、窓というのだから、1メートル、2メートルあるかないか。窓のようなものがあるのだけれども、通られないようなものがあるのだけれども、あれは窓がつくのなのだから、川があるわけでもないために、ここには見えねえんだけどね、四角い部分、2メートルあるのだから概算で、これについてお尋ねします。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 そのところは今施工中の段階のことだと思いますけれども、特にそこは堤体の防潮堤、本体そのものなので、そこは何も通るような、窓がつくということではございません。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 そこは後から掘れるわけですか。あの真下のところが全部交差になっている、四角に。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 その穴があいているのは、見ればヒューム管なんかがそこに入る部分かなと思いますけれども、水の処理ですね。要するに人が出入りとかではなくて、構造物のことなので。だから、そこは水の処理の、この14を見れば、そこにヒューム管の図面がありますが、管が入るような、その管が入る部分。あくまでも陸閘が北と南と、あと前からあった漁協の前と、あと旭館が建っていたそちらのほうの2カ所ですので、今のその穴というのは構造物のヒューム管だなと思っていますけれども。

○8番【中村芳正君】 休憩してください。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時30分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第6号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 議案第6号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、契約金額、2億7,540万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額2,040万円。工期は平成31年3月28日となっております。

4、受注者、住所、岩手県盛岡市中央通3丁目1番2号、氏名、富士通ネットワークソリューションズ株式会社岩手営業所、岩手営業所長、小谷洋正。

議案の図面をごらんください。まず、主な工事内容でございますが、現場の施工としては左側のほうで北道路陸閘の開閉装置と、そして真ん中の水門開閉装置と、そして右側のほうになると南道路の陸閘開閉装置、そして光ケーブルを漁港のほうからハイペを通りまして、和野坂に上がっていくハイペ線の入り口のところまでの光ケーブル、そしてこの光ケーブルはハイペ線、和野平井賀線はこの青の部分になってございますが、これは3者共用の光ケーブルがもう既に設置済み、これは常に島越のほうの島の沢水門、そちらのほうからの光がここで設置されています。それから、今後は村の平井賀の漁港と島越の水産の漁港のほうが共架されて、そして最終的に中央防災センターのほうの遠隔操作室に、村の平井賀水門、県のほうの島の沢水門、水産部のほうの島越の漁港水門というふうなことが中央防災センターのほうの遠隔操作のほうに設置されます。

そして、理由でございます。23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 光ケーブル、要は地上ですか、地下ですか。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

電柱に添架している地上になります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ということは、例えばハイペあたり、津波で被害があつて、あとそうすれば光ケーブルが特に切れるのでしょうか、そうすればまたそれをやり直そうという、それがない限り、陸閘なり水門の開閉はできないということになるのか、そういうことの説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 説明が足りなくて済みません。位置図的なこういう図面があるのですけれども、これで光ケーブルの図面のほかに青く、無線中継、これは七ツ森のほうにバックアップする部分があります。そちらのほうから、仮に光ケーブルが切断された場合には無線でのバックアップのほうで接続というか、操作する、そのような状況になります。最後に壊れてしまえば、最終的にはまた復旧ということにそれはなりますけれども、非常事態のときにはそのようなことで対応していくということになります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 無線でバックアップするということでした。これは島越のほうの水門もこれでバックアップ可能ということで考えていいですか。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 島の沢水門も、それから島越の漁港水門も、村の平井賀水門も、3者とも同じ形態であります。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案の概要をごらんください。第1、改正案趣旨ですが、国の例に準じ、職員の育児休業の取り扱いについて所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容でございますが、非常勤職員が育児休業を再度取得できる特別な事情に、非常勤職員やその配偶者が当該子の1歳6カ月到達時において育児休業や地方等育児休業をしている場合、また育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として村長が別に定める場合に該当する場合を追加するものでございます。

第3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

議案にお戻りください。提案理由ですが、国の例に準じ、職員の育児休業の取り扱いについて所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 非常勤職員も加わるということで、非常にいいのかなと思うのですが、これまでの職員の育児休業の利用状況についてお伺いします。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【早野 円君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

現在、育児休業を取得している職員はいません。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 現在ははいないということなのですが、これまででは利用した方、この制度を臨時職員は別として、利用した方はいるということなのですね。

○総務課長【早野 円君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 去年おととしでしたか、常勤で言いますと1名職員が取得しているという状況でございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要をごらんください。第1、改正案趣旨ですが、岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表を改正しようとするものでございます。

第2、改正案内容ですが、一般職の職員の給料表を改正すること。

第3、施行期日等ですが、この条例は平成30年1月1日から施行するとしてございます。

議案にお戻りください。提案理由ですが、岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 基本的には賃金は上がることはいいのかなと、やっぱり働く意欲になるということにもなるかなと思うのですけれども、議員全員協議会の際に若年層に手厚い改正になる

のかなという説明がありましたけれども、それこそ上がる人はどのくらいの上がり幅になるかというのと、今現在の、いつも聞くのですけれども、田野畑村のラスパイはどの辺になるのかについてお伺いします。

○総務課長【早野 円君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

給料表自体が物すごい数になりますので、全てを比較したわけではないのですけれども、おおよそ行政職の給料表で1,000円から400円程度の増額となっております。高いほうが若年層に配慮した額ということになっております。

あと、ラスパイですけれども、公表値ではないのですけれども、まだ試算の段階での数字なのですけれども、ことしは92.3、去年が92.4ということになっております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第9、議案第9号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長【早野 円君】 議案第9号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要をごらんください。第1、改正案趣旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、所要の措置を講じようとするものでございます。

第2、改正案内容でございますが、1、課税の減免に伴う措置について、対象事業に農林水産物等販売業を追加し、情報通信技術利用事業を削除するものでございます。2、免除期間を平成31年3月31日まで延長するものでございます。

第3、施行期日等でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行することでございます。

議案にお戻りください。提案理由ですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、対象範囲等が改正になったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 対象事業、農林水産物等販売業の追加は、これはわかるのですが、情報通信技術利用事業を削除しなければならないのか。この事業を入れておくというわけにはいかない、そういうものなのですか。必ず削除しなければならないということなのですか。その説明を伺いたいと思います。

○議長【工藤 求君】 税務会計課長。

○税務会計課長【早野 円君】 ただいまのご質問ですが、過疎地域自立促進特別措置法の改正でこれが削除されたものですので……

○7番【鈴木隆昭君】 何で改正されたかという……

○税務会計課長【早野 円君】 これコールセンターのことらしいのですが、電話による顧客対応の窓口業務等とか、顧客サポートとか苦情対応というふうに。結構設備が必要なくて……国が当初、簡単に中央から地方のほうに移転できて、それで地方のほうの労働力を、雇用を促進するというような腹づもりだったそうですが、どうも許可調書を見てみると23年から26年まで適用がゼロだったそうで、それでこれを削除したようです。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、議案第10号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長【早野 円君】 議案第10号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案の概要をごらんください。第1、改正の趣旨ですが、わがまち特例の対象範囲の改正に伴い村税条例の一部を改正し、所要の措置を講じようとするものでございます。

第2、改正案の内容でございますが、1、わがまち特例の条文を追加するもの、①、家庭的保育事業の用に直接提供する家屋等に係る課税標準額の特例、②、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例、③、公害防止施設に係る課税標準の特例、④、津波防災地域づくりに関する法律に規定する事項についての課税標準の特例、⑤、浸水防止の設備に係る課税標準の特例、⑥、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例、⑦、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例、⑧、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置でございます。2、その他改正に合わせて条文の整備を行うものでございます。

第3ですが、施行期日等ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由ですが、地方税法の一部改正によりわがまち特例の対象範囲の改正になったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時05分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第11号 田野畑村入学及び卒業祝金支給条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第11号 田野畑村入学及び卒業祝金支給条例についてご説明いたします。

田野畑村入学及び卒業祝金支給条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページ、条例案をお願いいたします。目的でございます。第1条でございます。この条例は、子を養育する保護者に対し子育て支援の一環として小学校入学祝金、中学校入学祝金及び中学校卒業祝金を支給し、次代を担う子の成長を祝うとともに、入学時等における家庭の経済的負担を軽減し、子の健全な育成を支援することを目的とするものでございます。

次に、支給対象者及び支給額等でございます。第3条の表でございます。小学校入学祝金、支給対象者は村立小学校第1学年へ入学予定の子を養育している保護者、支給額は1人につき2万円でございます。中学校入学祝金、支給対象者は村立小学校第6学年に在学する子を養育している保護者、支給額は1人につき2万5,000円でございます。中学校卒業祝金、支給対象者は村立中学校第3学年に在学する子を養育している保護者、支給額は1人につき3万円でございます。

次のページをお願いいたします。支給の期日等でございます。第5条でございます。祝金の支給は、当該年度の3月31日までに口座振り込みにより行うものでございます。

次に、施行日でございます。附則でございます。この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、補足の説明を2点申し上げます。1点目は、支給までのスケジュールでございます。条例可決となった場合、2月の広報紙において制度の周知を図ります。2月下旬に対象と思われる保護者に対し申請書の送付を行います。申請書が提出され、審査を行い、3月中に支給する予定

でございます。

2点目は予算でございます。本議会の議案第12号の一般会計補正予算、第10款の教育費において210万5,000円の補正予算を計上してございます。これが本条例による祝金に係る予算でございます。

議案、最初のページにお戻りください。下の段、提案理由でございます。子育て支援の一環として小学校入学祝金、中学校入学祝金及び中学校卒業祝金を支給するため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 スケジュールを聞こうかなと思ったら、ちゃんと立っているみたいであれですけれども、基本口座振り込みとなっているのですけれども、大丈夫かと思うのですけれども、確認ですけれども、村のほうで対応できない金融機関とかというのはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 従前郵便局は使えなかったのですが、現在使えるようになっておりますので、基本的には大丈夫だというふうに認識しています。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 あとはお知らせして、対象と思われる方が申請をしてという感じなのですが、全員の協議会で83名対象がいるようですし、その時期は教育委員会は卒業があって、入学があってと、日程がちょっとタイトかなという心配はしているのですけれども、スケジュールのもとに、まず大丈夫、こなせると言うのも変ですけれども、出してもらったら村長が決定して、振込という手続になると思うのですけれども、まず順調にスケジュールは進めてもらわなければ困るのですけれども、こういうスケジュールでまず進めて大丈夫、安心していいというふうに思っていてよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 対象者につきましては、まず小学校入学については就学時の健診等がありまして、名簿を把握しておるということでございます。あと、中学校入学、中学校卒業はそれぞれ学級名簿等ございますので、基本的にはこのスケジュールで大丈夫かと思えます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 もしも自分が保護者だったらわくわくするなと思っていますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 条例の文言、字句についてちょっとお聞きしたいなど。子育ての支援の一環としてと出ていますが、余りにも文の中に、入学時における経済的負担を軽減しというのは、このために子育て支援なのでないですか。余り微に入り細にわたり、その気持ちはわかりますけれども、条例などというのは簡潔明瞭であればいいのです。そのために論理解釈というのがあって、拡大解釈とか勿論解釈とか、そういうような解釈の方法があるわけです。何か家庭的負担を軽減するというようなのを言われると、上から目線のような気が、私は性格がひねくれているものですから、そういうふうに感じてしょうがないのです。ただ「子育ての一環とし」で、祝金だから祝しなくても、それで意味は通るような気がするのです。この提案。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 お答えいたします。

第1条の目的でございますが、村長の公約において経済的負担を軽減したいという言葉がありましたので、あえて入れたというようなことでございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 子育て支援をすれば家庭的負担が軽減ことは当然なのです。公約で村長がそう言ったからって、その文言を条例の中に入れるというのはいかがなものかなと私は思います。後で討論でやります。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 子育て支援であれば、高校入学も義務教育化しているわけで、そっちのほうがかかり負担が大きいわけなので、そういったようなことを協議した経過がありますか。それについてどう思いますか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 1人当たりの支給額についてでございますが、現在就学援助費というものがある、その中に新入学学用品費というのがあって、現在小学校で1万9,000円であるということで、財政の事情もありますので、この額を基本として設計したというようなことでございます。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 村長として、将来的にそういうことも考える必要もあるのでないですか。高校生というのはクラブ活動をやっても、何でもかかっていっているのです。そこなどもやっぱり支援したりしてやることも私はやるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 制度設計において、今国のほうでは教育の機会を広くという制度の見直しがあるということを前提にしながら、今議員がおっしゃったとおり、そういう事情があるというこ

とも要因として我々は想定しました。まずは第一段階、これを進めていくということと、政策のほうでもお話ししたと思うのですけれども、今アンケートをとっているということもあり、またこれからさらに皆さんと寄り添って、いろんな意見をいただきながら制度の充実を柔軟に高めていくように、そういう姿勢は持ちたいなと思っています。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 国でも高校、または上のほうの大学とか、そういったような関係でのそれは持つべきだと、そのように議論があるわけなのです。だから、村も様々な所から就学前医療費とか保育料とか、そういうような無料化、早くしたほうなのです。なので、人より早くやって、子供たちに田野畑の世話になってよかったと、そういう思いを持たせて、担い手なり田野畑に住んでもらうような方法としてやっぱり考えていくべきだと思うのです。いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先般の一般質問の中でもありましたけれども、教育立村という理念をどういうふうに表示していくかは条例化、やはりこの中に我々は金や物ではなくて、今も議論があったように、そこに心を寄せていくという姿勢公表として考えていかなければならないと思いますので、今言ったご意見も参考にしながら国の動向を踏まえて、また村として教育立村たる村としての誇りをしっかりどういうふうに制度化するかということも含めて、総合的に考えてまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 大変細かいことで恐縮なのですが、支給対象なのですが、あくまでも村内ですか。というのは、過去において多分村外の学校に通学した児童生徒もあったと私は記憶しているのですが、そういう場合には支給対象にはなりませんか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 条例3条の第2項にあるのですが、まず特別支援学校等に読みかえて支給することができるという規定を設けてあります。あと、3月1日現在に保護者が田野畑に住所を有しているということが原則というふうに考えます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ちょっと確認なのですが、村内の普通のと言えは変なのですが、例えば近隣の町村の小学校あるいは中学校に通学している場合にも、この特別支援学校等に読みかえて適用できるということなわけですね。

それともう一点は、先ほど8番議員からもありましたけれども、正直一番教育費がかかるのはやっぱり大学、短大、専門学校、高校。結局、実際今私もそれで四苦八苦しているのでございませぬけれども、とにかく地方の一番子育てのネックになっているはずなのです。その分をまず先に解消してやるというのが本来あるべき支給条例の、本来こういう根本を置くべきと私は考えるの

ですが、村長の見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今も話したように、経済という言葉で、制度で全てはくくれないと思うので、我々行政としてやはり心を支えるというか、つながりがあると、そういう村であるのだということを意識させる必要があるという思いもあります。というように、この制度の議論の中で、例えば奨学金制度とか他の制度等々の組み合わせ、そこらをどういうふうに融合させて、増として対策をとれるかというところでもありますので、奨学金制度そのものをどういうふう負担軽減の策を講じればいいのかも同時に話しているところですので、総合的に判断して、国の方向性を見きわめながら、村としての独自性をどこまで出せるのかという議論の流れとなっていくと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 3月1日現在、保護者が田野畑において、小学校入学祝金の場合は田野畑小に入学予定の子を対象とするのですが、3月2日を過ぎて、事情によってほかの小学校に行ってしまったというような場合でも支給対象にはします。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 支給対象はそれで結構です。

あと、これも要望なのですが、国としてもたしか住民税非課税世帯については授業料の免除等々には議論しているようでございますので、それとうまいことリンクさせて、なるべく心のつながり、それは結構ですが、やはり何といたってもない袖は振れないというのが現実でございますので、何とか保護者の負担をできるだけ軽くして、本当に住みよい村にさせていただくように、要望にしておきますが、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

1番、大森一君、賛成ですか、反対ですか。

○1番【大森 一君】 賛成です。

○議長【工藤 求君】 これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、大森一君。

[1番 大森 一君登壇]

○1番【大森 一君】 田野畑村入学祝金及び卒業祝金支給条例そのものには私は大賛成ですが、ただ気になるのが目的である条例第1条なのです。余りにも微に入り細に入り、そして学があるためかどうかわかりませんが、危険を冒していない部分があるのです。私は、皆さんにぜひ

この条例の1条の修正に賛成していただきたいと思いますので、私が条例分としてはこういうの
がいいのではないかと考えているのです。「この条例は、児童生徒を養育する保護者に対し、子
育て支援の一環として小学校入学祝金、中学校入学祝金及び中学校卒業祝金を支給し、児童生徒
の健全な育成を増進する」と。

多分、児童生徒という表現を担当者が使わなかったのは、生徒といった場合には中学生、高校
生なのです。条例の中には中学校卒業祝金というのがあって、高校生を入れると解釈されるおそ
れがあるなという、これは私の推量で物を言うのですが、考えたのではないかなと思うのですが、
設置条例を見て、中学校というのが2条だか3条にあるのです。そうであれば、やはり条例をつ
くるとき、法令を作成するときの基準である簡潔かつ明瞭ということに配慮してもいいのではな
いかなという気がするのです。

ましてや条例の中に家庭的負担を軽減するというような文言が入ったら、経済的に余裕のある
人たちは負担とっているのでしょうかね。というもろもろの考えから、今私が読み上げましたよ
うな条文にすることに議員の皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

(議長、休憩したほういいのでないかの声あり)

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 25 分)

再開 (午前 11 時 26 分)

○議長【工藤 求君】 再開します。

午後 1 時まで休憩します。

休憩 (午前 11 時 27 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再きます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで討論を終わります。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 田野畑村入学及び卒業祝金支給条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起
立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第12、議案第12号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第12号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、これは歳入歳入それぞれ8,104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,256万1,000円とするものでございます。

7ページをごらんください。2、歳入ですが、主なものについてご説明いたします。第9款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税と合わせまして2,868万2,000円追加計上しております。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金ですが、障害者自立支援給付費国庫負担金として261万円追加計上しております。

8ページをごらんください。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として135万9,000円追加計上しております。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費県負担金、3節障害者自立支援給付費県費負担金ですが、障害者自立支援給付費県費負担金として130万5,000円追加計上しております。

第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金ですが、子ども医療費助成事業補助金、妊産婦医療費助成事業補助金、子ども・子育て支援交付金と合わせまして113万7,000円追加計上しております。

また、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金ですが、農業委員会交付金と、それから次のページです、農地中間管理事業等促進関連補助金と合わせまして2,752万9,000円追加計上しております。

それから、下です。第17款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金として867万6,000円減額計上しております。

それから、第18款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として5,798万2,000円追加計上しております。

11ページをごらんください。歳出ですが、歳入同様主なものについてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等ですが、職員手当等として204万9,000円追加計上しております。

12ページをごらんください。同じく第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、14節使用料及び賃借料ですが、電算機器使用料、クラウドシステム使用料、ペーパーレス会議システム使用料と合わせまして503万8,000円計上しております。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、その次のページですが、3目の社会保障・税番号制度費、13節委託料ですが、住民基本台帳システム改修委託料として136万円計上しております。

14ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費ですが、障害者自立支援給付費、それから福祉灯油助成扶助費と合わせまして615万円計上しております。

16ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目診療諸費、28節繰出金ですが、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金として137万3,000円追加計上しております。

第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費、11節需用費ですが、修繕費として387万円追加計上しております。

次のページをごらんください。同じく3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金ですが、機構集積協力金として2,739万9,000円計上しております。

それから、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金として田野畑村未来の森づくり造成事業補助金278万2,000円減額計上しております。

次ページをごらんください。第6款農林水産業費、第3項水産業費、4目漁港建設費、15節工事請負費ですが、机漁港臨港道路拡張工事から島越漁港地区土地利用高度化再編整備工事費まで、合わせまして3,361万3,000円減額計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、3目観光費、13節委託料ですが、観光振興施設修繕工事設計監理委託料として600万円、また15節工事請負費ですが、観光振興施設修繕工事として1,800万円計上しております。

次のページをごらんください。第8款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料ですが、除雪業務委託料として2,000万円追加計上しております。

第8款土木費、第3項都市計画費、2目都市計画施設費、13節委託料ですが、(仮称)暮らしやすい村のグランドデザイン構想検討業務委託料として1,250万円計上しております。

次のページをごらんください。第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、18節備品購入費ですが、庁用器具、これはタイムカード2台、それから機械器具、車両1台、合わせまして199万5,000円、また20節扶助費では義務教育入学及び卒業祝金として210万5,000円を計上しております。

22ページをごらんください。第10款教育費、第4項社会教育費、2目公民館費、3節報償費ですが、子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業講師等謝金として321万円減額計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 18ページのところで、説明があったのですけれども、これは全員協議会で説明があった羅賀荘の修繕費だと思うのですけれども、全員協議会でいろいろ見せてもらって、本当に大変な状況だというのは、それはすごくわかって、手当てをしなければならないというのは十分承知の上なのですけれども、例えば63年から屋根等の防水を全然していないとか、ある程度施設にかかわる管理というのですか、やっぱり耐用年数が来たり、この年度が来たら壁はどうする、屋根はどうするというふうな施設のメンテナンスをする計画が全くなされていなかったのかなというのは思い浮かんだのですけれども。同僚議員のほうからも羅賀荘の修繕を考えると、やっぱりアセスメントをしてきちんと対応していかないと、年数がたつとそれなりに修繕も必要になるからというようなことも出されたこともあったのですけれども、結局今までそういう施設に関する管理とか、こういうふうなもの、年数がたったらこういうことをするというのを、メンテナンスにかかわる管理とか計画は全く立てなかったというか、なされていなかったのかなというふうにちょっと思わざるを得ないのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、平成の合併で同じようなものがいっぱいあったり、それらも整理しなければならない等が全国で広がっていますけれども、村としてもそういう公共財としての維持管理、及びある意味では撤去、それを更新する、もしくは新設するということの組み合わせが余り機能しなかったというのは事実だと思います。その上で、この間全員協議会でもお話ししたように、ランドデザインも含めて、全村的なものをもう一度しっかり管理をしていこうという計画をご案内してきたのは、既に250万円の中にも含まれているということでありますので、よりそれらをしっかり機能させて、これから負の財産をふやすというのではなくて、公共財として機能を発揮できるように管理していきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 はい、わかりました。ありがとうございます。やっぱり羅賀荘は村にとって大きな観光資源でありますし、雇用の場でもありますし、でも建物は未来永劫ではなくて、例えば中の使っている冷蔵庫とかそういう機器もいずれは耐用年数というのが来るので、さっきも村長が言ったように建物というものの管理についてもきちんと計画を立てて進めてもらって、早目早目に手を打てるものは打つというふうな感じでやっていく必要があると思うので、そういうとこ

ろは十分考えて、これからの運営に当たっていただきたいと思います。要望ですので、答弁は要りません。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 議長にお願いがございます。8日の6番議員の一般質問の答弁質疑の中で、副村長、理事長としての答弁、議会としてだと、この場の答弁としてなじむものかどうかという議論がございまして、確かにそのとおりだろうなと思います。ただ、今村として公社に、例えば牛乳はいいとしても、牧野管理なり再処理施設なり、あと細かいもので言えば懐かし村民の事務委託料もあるのかな、確か200万弱ぐらい。今度それを株式会社化するという事になれば、やはり公社の中でどういう議論が進んでいるのだろうかということをやっぱり我々は当然知っておくべきだろうと思うのです。それで、これは議長にお願いなわけですが、理事長としての答弁を認めていただきたいという要望でございますが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 私の考え方は、理事長ではなく副村長としてのわかる範囲の答弁をお願いしたいと、こう思います。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、当然議長ですから、わかる範囲というのは当然みんなわかっているはずですので。株式会社化につきまして、公社の中では理事会というか、役員会というのかな、この中ではどのように議論なさっているのか、まずその辺をお聞きいたしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 10月に理事会総会を開きまして、その中で村長のほうから株式会社化に関する説明がありました。公社そのものは検討委員会も立ち上げていないし、今のところはまだ公社そのものでは検討は進んでいないというふうに理解しております。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 率直な、今理事長である副村長から答弁をいただいたわけですが、29年度の公社の役員名を教えてください。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時15分）

再開（午後 1時16分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

わかる範囲で答弁をお願いします。

○6番【中村勝明君】 役員名以外は答弁できないわけではない……

○議長【工藤 求君】 副村長。

- 副村長【熊谷牧夫君】　ちょっと突然なので、手元にないので、暗記している限りにおいてお話ししてよろしいでしょうか。中村芳正さん、佐々木均さん、それから名前ちょっと忘れましてけれども、高木さん、それから佐々木卓男さん、私と大沢森林組合組合長、それから工藤参事さんというふうに理解しております……もちろん済みません、村長も入っていますので、失礼しました。
- 議長【工藤 求君】　6番、中村勝明君。
- 6番【中村勝明君】　村長は結局あれですか、理事という立場で参加しているわけですか。
- 議長【工藤 求君】　副村長。
- 副村長【熊谷牧夫君】　村長は村長であると同時に、理事として入っています。
- 議長【工藤 求君】　6番、中村勝明君。
- 6番【中村勝明君】　7番、同僚議員の質問に対して、選定委員会も設置していないために、役員会ではまだ議論が進んでいないという答弁がなされました。私は、それはおかしいのではないかと聞いています。村長は初めて説明をしたという答弁がされていましたが、ちょっと全く基本がなっていないというふうに、言い過ぎかもしれませんが、私の言い方が。施政方針等では、村長のほうからかなり前から株式会社化は村民の前に議会にも発表、公表されております。施政方針にも出ております。役員会で質疑が進まないままに施政方針等で方針が明確になっていいでしょうか。村長、お答え願います。
- 議長【工藤 求君】　石原村長。
- 村長【石原 弘君】　議論のバイアスそのものが、偏りがないように確認させていただきますけれども、そもそもこの話は、この間も話ししたように平成9年以降、特に13、14年以降、公社そのものが累積赤字約5,000万円、短期借入れ3,000万円の中でやっている、合わせれば8,000万強の赤字体質になっている。村民はそういうような、そもそもは村のなりわいを支える立場なのだけれども、何でそういう状況になったのだという思いで皆さんが見ているわけです。ので、私は一つの方策として、そういう村民、ある意味では株式を一人の権利として村民の方々がそれに注視していると、これは議会もそうだろうし、みんな同じだと思うのです。今回それを改革するために、一般会社かと話したのは、この間まで話ししているように経営強化のための支援事業としていろんな強化事業のほうに参画してもらったのが北銀、中小企業整備機構だと。この人たちの診断という、手前の一つの案として、一般会社化というのも選択肢であると、それが一番ベターだろうという話でしたので、それが1月に話があったので、3月の初めに役員から、そのときにそういう話をして、三、四回ほど理事会、総会等では話をしてきましたけれども、いずれ我々は今の状態は放置できないので、村民に対する説明をしっかりとしなければならぬ、その資料として……我々はそのままで、この状態でただそこに行くつもりは全くありません。そういう専門的な我々が方向性としてどうだろうなということを支援の中で事業をいただきましたけれども、コメントいただきましたけれども、これから先に勉強会開いた上で、専門的な人たち

に委託をして、しっかり診断を出した上で、その先に進んでいくということの、今その前段階の部分の気づきの状態のところにあるということですので、そういった方向性を今確認し合っている作業中だと。今後は、そういう専門家の人たちに診断した上で、段取りよく進めさせていただきますよという話でした。ので、その期限は事業の構成、それからその段取り等もあるので、現段階ではいつ、この段階でふえますということは粗々しか言えないので、ご容赦いただきたいというのが9番議員の発言だということで、先般議論あったわけです。そこらは当然議会に対しても村民に対しても、この次の段として、その方向性は確かなものであろうけれども、しっかり診断してもらうということで次に進めてまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 どうなのでしょう、北銀の中小企業整備機構ですか、診断としてはっきり出たのですか、ただ口頭でそういうのも選択肢の一つとして考えられますよというのをそのまま受けてやっているのですか。しっかりしたものが出ているのですか、出ていないのですか。何か出ているというような答弁は前聞いたような気がするのですが、これは私の聞き違いかな。どうでしょう。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前も話したように、これは第三セクターをそのまま放置はできないので、羅賀荘及び公社で、公社をまずは集中的にお願いして、これは経営強化のための支援事業制度がありますので、その人たちが入った結果、これは放置できないと思うので、村として考えたほうがいいですよ、その中での案というふうなのが何件か出ました。それを村としてどう受けるか、我々は次に議会に対しても説明するためには、そういった方向性は出ただけけれども、一般会社化するのがベターなだけけれども、それを今度は専門的なところに委託して、次の段にしっかり進めていくという、今そこにあるということなのです。よって、これをただそういう支援事業の中で結論が出ましたとか、そういうことではなくて、一つの意見をいただいたので、次に進めさせて、意見の中心であった一般会社化部分、乳製品を中心にした一部の一般会社化について検討を進めてまいりたいという段階だということでもありますので、ここらは次にしっかりとした、もう一回それなりの委託料を払って、段取りをしてという今段階ですので。多分そのところは、その事業で支援強化のために支援したのが判断だけではなくて、そういう我々がわからない部分をお示しいただいて、しっかりその方向性を次にやっていくのだという、その手前であるということとは認識した上で議論を進めていただかないと。あたかも中小企業と北銀がやったことが診断である、所見であるということではなくて、そういう方向性を見出してもらった活動ですよということですので、当然そのためには大きい事業になっていくかもしれませんので、ましてや今言ったように同じ過ちを繰り返さないで公社改革を進めていくためにも、第2弾として議会にも説明し、財産をとって、そういう診断をいただくという流れで、次の流れを持っていきたいと思って

おりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今の答弁の中で何点かという表現がございましたので、多分ときは一般株式会社化以外にも他の方策が示されたのではないかと思ひますが、その点はまずどうなのかということが1点と。

あと、一般会社化するの結構なのですが、ただ多分、北銀とか中小企業整備機構ですか、全く無責任な……諮問という表現がいいのかどうかわかりませんが、しないと思ひのです。一般会社化すればどういふメリットがあつて、どういふデメリットが……デメリットもあるわけですので、当然そこら辺についても説明はあつたと思ひのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 結果として、今我々が抱えている課題は、もうどうにもならない、8,000万円の赤字体質の会社を今抱えているということなのです。これを解決しなければならないので、そういうふうな支援をいただいたと。では、それをどういふふうこれから進めたらいいかということで、その方向性を示していただいたのだけれども、次にはしっかり委託をして、素地を進めていく。それは、統計的な会計上の分析でなくて、業務全般の労務のあり方の進め方、全般にわたるものをしっかりやっていくということですので、そういった意味では中小企業、北銀の今のかかわり合いの立場の中で、今議員がおっしゃったようにそうだろうという断定はできないわけですが、いろいろな人の意見を聞いた中では、これが一つの方向ではあろうということが一般会社化のお話でした。

要するに、今の現状をただ続けていくだけでは何もメリットは出てきませんよと、ただ職員たちが疲労するだけということでした。それも選択肢の一つであるけれども、乳製品事業が今どういふふうになっているかということ、牛乳だけの事業で進めていく体質だと利が出ないということになっております。職員の中からも聞き取り調査をしましたけれども、何と隣の町でやっている前に、職員とすればヨーグルト、乳製品化にしたほうがこれからのいいのではないかという意見もあつたという話も聞きました。というように職員たちの思ひもあり、村としてそういったトップランナーとして会社が機能していくことに対しては、それは挑戦すべきではないかというのは当然の結論に、そういう思ひを抱くのは当然だと思ひます。よつて、それらを新しい会社としてどういふふう機能するかを第2弾としてしっかり公社でも議論し、その話は3月以降、話はしてきましたけれども、具体的なものとして検討し、またはそういう専門的な人たちから関与してもらつて、確実な歩みをするような流れをしっかりとつていくということですので、今の段階で何となく強化支援のためにいただいたその言葉を受けて、一般会社化にただ踏み込んでいくつもりはございませんので、そういう意味で、そういうサジェスチョンをいただいたのだけれども、しっかりまとめていく作業を次に議会でも願ひし、そしてその結果を議会にも説明し、村民に

も説明していくということをやって、ようやく公社が第2弾としての一般会社化に向けて歩みを進めるといことになりますので、今の段階でただ思い切りやればいいのだということ踏み込んでいく気持ちは全くありませんので、そういった方向性で今取り進めていこうということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 まだ何点か聞くので、とりあえず先に確認したいのですが、結局何も具体的な提案等々についてはないということに理解していいわけですね。口頭でそういうのも選択肢の一つでありますよぐらいの北銀なり中小企業何でしたっけ、これはその程度の話しか出ていないわけですね。しっかりした書面で、例えば株式会社化すればこういうメリットがあって、今8,000万円と言いましたっけか、抱えているものについても解消できますよという方向性とか、そういうのは一切出ていないということに理解していいわけですね。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 1月の時点では、要するに中小企業も北銀さんも乳製品加工の、その下地にあるものがよく分析ができないのだけれども、一般会社と同じような判断の中でこれをしていくということに名案をかけて話をすれば、さまざまな課題があると、それは会社としてこれから成長し得る素地は全くありませんよということは口頭等でいただきました。ただし、その会議の資料としては1月の中身では向こうのほうの診断室ですかね、の方の会議に、打ち合わせの会議の資料はいただきましたので、ただこれをそのままのみにしないで、次の形でどういうふうを検討して、次の段階でするのは村の考え方一つですよと、我々はそういう方向性を示させていただきますという、ただしこれは診断という言葉は使わないでほしいということでしたので、支援だということでしたので。ただ、今言うように、そのことだけで私は突っ込むつもりはありませんので、そういったことをしっかり中身を精査した上での段取りは当然次にやらせていただくということでお話はしてきたところであり、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 診断でなくて、支援でもいいです。何か書面で回答があったのであれば、お示しを願えれば我々も理解しやすいと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 このことは、この間の10月の理事会でも話したので、そのことを理事会のほうでも話した上で、次の段には議会にも話したいと思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 診断でなくて支援でもいいのですが、書面で出ているのであればそれを我々にも示していただきたい。守秘義務ですか、これは。結局村長が心配しているのは、我々だって

非常に公社を心配しているわけです。株式会社化というのは一つの方策であろうことは、我々だって考えなくもないわけです。ただ、専門家が示したものがあれば、我々も参考になるわけです。ですから、それを見せてもらえれば大変我々も理解しやすいし、あるいは株式会社化するとなった場合にも積極的に応援できるという体制も組めるかもしれない。だから、それを見せてくださいというお願いをしていますので、そんなに難しいあれではなくて、ただ見せてくれるかどうかということだけの質疑のつもりですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 組織として、この間理事会及び臨時総会ですかね、そのところで話をして、次にまたすぐやるということにしていましたので、今我々とすればそこで話をして、外部という気持ちではないのですけれども、そういう気持ちで今お答えしたつもりでありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、それは村長、ご理解いただきたい、ご理解いただきたいというのですが、済みません、それは理解できません。

公社の理事長、公社には示されているのですか、書面で。どうでしょう、診断でなくて支援のようですが、当然それなりにやっぱり公社の……10月と言いましたっけか、この前の役員会総会。そのときに書面として示されていますか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 書面については、次の理事会で提出しますというお答えをしております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ということは、あるということですね。その理解でよろしいですね。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 はい、それで結構でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 だとすれば、どうでしょう、確かに公社の問題ですから、公社の役員会、あるいは総会に先に示さなければならぬのか、我々議員に先に示すとまずいのか。どういう守秘の書類なのでしょう。できれば、こうやって当局も心配している、我々もやっぱり心配しているわけです。ですから、株式会社化するということに対して、いろいろ診断でなくて支援は出たと言いますが、本当にそれで公社がうまくいくのかどうかということはこれから真剣に議論しなければならないわけです。ですので、その参考にしたいがために、もし書類があるのであれば見せていただきたい。

これは議長にお願いします。書類請求したいと思いますが、これは認められますか。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時36分）

再開（午後 1時39分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今休憩中でも話してまいりましたけれども、しっかりした診断でないかもしれませんが、支援という表現を村長は使われるわけですから、それはしっかりした書面であるということを私は確認したいわけですが、いかがでしょう。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 支援の中で向こうのほうに公表ではなく、この資料の中で説明を受けた資料はございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 もう一度確認しますが、本当にあるのですね。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 確認しなくても、答弁したとおりです。

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 私も役員をやっているわけですが、株式会社でなくても公社ですからね。株式会社にしたところで、かなり大きな支援が得られるのだとかどうか。誰が見ても村が支援しない限りは、俺は開発公社はやっていけないと思うのです。いかがです。村支援なしで、分離して株式会社だけで、あと企業、金融機関からどういう支援があるのだからね。ただのものはないと思いますが、金融機関はかなり今厳しいので、その中で8,000万円も穴埋めするところもないはずだと思うのです。やはり当初産業開発公社は、今村長が公約している6次化を、ブランド化をする、それが目的だったはず。そして、ようやくまず牛乳ができたりアイスができて、それからヨーグルトもできたり、そういう形で定着してきたわけです。今そうしてある程度の人もそろって、いろいろ改革しよう、健全化しようとして、それぞれがやっているわけ。これは、村長選で村長は株式会社つくって、どうにか理事長が役員にも相談しないでしゃべったから、一般質問でも話出した……質疑の中で出して。それで、できますか、まず。会社化にさせて、それをお答え願います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 枝葉末節の話ではないのです。つまり政治としての矜持はどこにあるかということですよ。

○8番【中村芳正君】 どっちが。

○村長【石原 弘君】 いや、私もです。私のことです。受けた者としてこれを改革しなければなら

ないので、そういった意味でどうやったら村の中核をなすことができるかということで、今、案を、方針を示していただいた一番の方策は、その人たちの発言の中ではそういう責任を持った組織化することがこれからの先の姿であろうということでありますので、今言ったようにいろんな組み合わせの中でそれができないで、結果20年近くで8,000万円、1億円近い借金したわけですから、これ放置していればますます膨れ上がっていくわけですから、それなりに村として雇用、ブランド、生産というふうな、さっきもこれまでも議論してきたろうし、9番議員さんの一般質問の中でもあったように、そういう条件が、もう村としての機能が大変な状況になっているので、てこ入れをそのことからやっていかなければならないということですし、今言うように、一般会社化の方式の中で、ただすべからくその会社がやるという方式と、一部それを公共の財として整備したものを受託しながらやっていく、責任ある経営をしてもらうという、いろんな方式がございますので、それをただ一般論的なもので、全て一般の会社でやるという、そういうものではなくて、いろんな形があるということをご理解いただいた上で、どれがベストなやり方なのかということも含めて診断をしていただくということをしかり次にやって、説明責任を果たしてまいりたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 非常に大事な質疑だと思いますので、関連をとってお尋ねをしたいわけですが、株式会社化を本気になってやるというのは無駄ではないと思うのです。公社だと思うのです。公社の役員会でしっかり質疑をして、そして本当にこれでなければだめだと、株式会社化でなければだめだと、一人一人の役員が真剣に議論をして決めるべきだと思うのですが、どうでしょう。先ほど確認したならば、村長も理事にはなっているようなのですが、やっぱり公社の責任者は村長ではないですね。理事長以下、本当に株式会社化でなければ絶対だめだと、こういう思いにならないと私は成功しないと思います。単純明快な質問を組合長である8番がしたわけですから、本当に株式会社化をして成り立つのかどうか。そういう見通しを、誰が一番今株式会社化を強調しているかといえば石原村長なのだと思うのですが、理事長もそうかもしれませんが、理事長はことし4月からですからね。やっぱり石原村長が本当に株式会社化でなければだめだと思っているから、施政方針に出している。そこが何とも私たちはしっくりこないために、8日からずっと質疑をしているわけですが、単純明快に答えたらいかがですか。株式会社になれば絶対成功すると、採算が合うと、そうお考えでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 累積赤字が膨らんだ理由の中の一つに、親方日の丸的に、結局村が支えてもらうんだということがあると。なので、私はそういった意味でも自分で自活の道を探るとい、会社が機能していくのだという思いで、そういうスピリッツがなければこれは改革できないとい

う強い思いもありますが、今言ったようにそれを進めていくのが私はベストであろうという、今のいろんな人の意見を聞いて判断したわけですので、私は改革できると信じております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 もう一回確認したいわけですが、村長の考え方が、理事長は4月に就任したわけですが、それ以降の役員会で全員がそういうことになっておりますか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 さっきも話したように、3月以降何回かやって、そのときにそういう問題点があるということはお話しさせていただきました。ので、今言うように委員会方式なのか理事会方式なのか含めて、多角的な場を設けるということに10月にしましたので、今後ただ放置せず、理事会組織としてやると。

一方で、前の議論のときに9番議員さんから株式会社化した場合にどういう人たちを想定しているのかという質問がございましたけれども、同じような施設として、例えば酪農家自身も参画するということも視野に入れるということもお話ししましたので、そういった意味で次なる第3弾、第4弾になれば、そういった新しい参画、自分のものとして会社を運営するということも含めて、さまざまな検討が必要になってくるというのが今後のスケジュールの中に入っているということをご理解いただいて、私の答弁とさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 もう一回。村長、単刀直入な答弁を实はしていただきたいわけですが、単純な質問なのです。株式会社化になれば、村長自身は大丈夫、採算が合う、成り立つ、損失分も時間をかけて解消できるというふうなニュアンスをずっと繰り返し繰り返し答弁をしているわけですが、議員であり理事である方はそうではない旨の発言をしているわけです。やっぱり理事長は全理事、全役員をその気にさせる、してもらおう責務があると思いますが、理事長、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 村長は自分の公約でそういうことを皆さんの前で公約で出して、当選してきたわけなので、私は理事長として村長の公約を受けて実施することに対して、開発公社の理事長として当然理事会をまとめて、前向きにやっていかなければならないと、そういう義務感を感じております。

○6番【中村勝明君】 わかりました。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 株式会社化はいいとか悪いとかという議論の前に、実は公社も昔はよかったのです。かなり稼ぎました。そのときに稼ぎ頭が基盤整備事業、農地整備事業だったのです。県の農管公社、あれの一手に下請に入りまして、たしか毎年20町歩から30町歩ぐらいやりました。

それからもう一つは、長嶺牧野の整備が終わって、機能が完全にフル回転した時期があったのです。あれが公社の大きな稼ぎ頭だったと私は記憶しています。それが時代背景、あとは事業の減ですか、国家予算の減もありますが、基盤整備が制限があり、それでもって仕事が減ってきたと。それから、長嶺牧野に関してはヨーネ病の発生があったのです。あそこでもって神奈川の畜産農家が北海道市場で買い付けをして、八戸からフェリーで積んできて、長嶺牧野に子牛を預けて、初妊牛になるまで長嶺牧野で育成をお願いしていた、お産の1カ月、2カ月前になれば神奈川に輸送するという、立派なサイクルがあったのです。ですから、毎月市場のたびに何十頭単位で入ってきて、回転がよくて、非常に効率がいい時期があったのです。

ですから、果たして牛乳、乳製品部門に特化をした株式会社化、これがどの程度機能を発揮するのかという一つの疑問もあります。できれば一番いいのは放牧部門の回復、あるいは長嶺牧野の有効活用のPR活動ですか、それを一つの公社の経営改善のためとして大きな方策ではないかと思うのですが、その辺を含めて検討をしていただければ、もうちょっと的が絞れてくるのではないかと思います、いかがお考えですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 部分一般会社化という話しましたけれども、今言うようにこれまでの累積をどういうふうに、残った公社を残しつつ並行的にやるというような考えでいますけれども、そのことも含めて診断をいただけるように、今言った意見を参考にしながら、また類推しながら進めてまいりたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 先ほどから全然話が前に進まないのは、ちゃんとした経営診断を受けていないのが原因だと思うのです。ちゃんとした経営診断を受けて、それを理事会にかけて、それで承認もらって、それから議員に見せると、経営、やり方を説得するということが大事だと思います。いつごろちゃんとした経営診断を受けるつもりなのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 いつごろというのは明確にできませんが、早急に立ち上げてやっていきたいと。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 この公社のことで、特に収支について考えるために、ちょっと8,000万円という数字が出ておりますが、結局どこの部門が8,000万円の原因であるかということが大体つかんでいらっしゃると思いますので、どこの部分が8,000万円というか。全般の少しずつの8,000万円なのかもしれませんが、例えば牛乳部門なのか。あと、村から委託されているのは多分赤字にはならないと思うのです。そうすれば考えられるのは牛乳部門であれば、それで一般会社化をしてとい

うのも一つの方策としてという議論にも発展しているのかなと思うのですが、8,000万円の主な理由、どこにあると捉えていらっしゃるのか、それも含めてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 私、今ははっきり言ってそこまで分析していませんが、8,000万円の内訳というのは、発足当時に村が五千数百万円出しています。その分が焦げついているわけで、そのほかにその後において3,000万円、村が公社に対して貸し出しているわけです。それで八千数百万円なのですけれども、そのことについては、実は申しわけないのですが、細かい分析はしていません。

ただ言えるのは、一昨年、昨年ぐらいからヨーグルト市場が非常に右肩上がりなので、これは随分黒になっております。そういう意味で、想像で言うてはいけませんけれども、多分赤字になった主なものは人件費ではないかなというふうになんて想定はされますが、これも分析して言うていないので、私のあくまでも予想の範囲内の答弁とさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 予算書にミルクプラントの屋根の修繕という項目があります。これは当然食品加工ですから衛生対応もありますので、やらなければならないのですが、私が気になっているのは、加工時は見えないのですが、事務所の建物ですか、あそこの屋根の上部との合わせ目が、物すごく赤さびが発生しているのです。むしろ余裕があれば、事務所棟の屋根の塗りかえなのか、もし屋根がえでなければ対応できないのか。あの建物も対応を急がれるように見えますが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 お答えします。

修繕費の部分で見込んでいるのですが、今言われたとおり事務所の屋根のところから雨漏りがして、既に事務所の中に雨漏りがあるということで、実際30年近くまづたっております。ですので、屋根を今回修繕したいということの予算計上をさせてもらっています。事務所の屋根の部分になります。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 産業開発公社とも関連があるわけですが、9月議会での村長の所信表明で給食センターの整備を強く打ち出して言うております。本当は一般質問で時間があれば触れたかったのですが、それまで時間がありませんでしたので、今やりたいのですが、給食センターは恐らく新年度予算に計上されるというふうに私は考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センターの建設に関しましては、平成30年度の予算で計上したいと考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 新年度予算で質疑してもいいわけですが、この考え方の基本として、村長は要するに選挙公約で給食を含めた高齢者対策、所信表明にも出ているのですが、新しく給食センターを建てるからには、ある面では多角的な給食全体、生徒に限らず、詳しくはきょうはやめますけれども、それをお考えであるかどうかだけ、村長よりお聞かせをいただきたいと。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 教育行政、教育立村として、今子供たちの体に入る給食をしっかりとやっていかなければならないというのは、これまでの姿勢、そのとおりであります。給食センターについては、給食センター法による形がまず1つある、それから学校での調理の仕方もある。これらを今行政としてやる場合と、いわゆるPFIという方式もあるのだけれども、どういったことが一番ベターなのかということで、今庁内でも議論していました。いずれ子供たちの食育をするということで、どういう形がいいのかというのを議論した上で新年度の予算には計上したいと、そういう姿勢で考えております。これらはどういうふうに、目的があれば今の法律上、学校は学校でというような流れがあるのですけれども、それらをどういうふうにクリアできるかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 これも一般質問の中で、村長答弁の中で、たしか私の聞き違いでなければ、今少ない職員で頑張るために、業務のリストアップを今進めているという答弁があったやに私は記憶しているのですが、これは行革も絡むことですし、大変いいことだなと思います。なかなか行政は前例踏襲主義ですので、それを変えるということは本当に大変だと思いますが、それにあえて取り組んだということなのでしょうから、これは敬意を表したいと思います。

ところが、そこがただ漠然とリストアップをしているわけではないのでしょうか、どういう指針なり、要綱を制定しているかどうかまではわかりませんが、例えば毎日の業務なのか、1週間に1遍の業務なのか、あるいは四半期毎とか1カ月毎とか、1年に1回の業務だとか、いろいろあると思うのです。ですから、どういう分類の方法を示してやっているのか。これは細かいテクニカルな部分ですので、多分総務課長あたりが覚えていると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 はっきり言って、職員の事務量をデータ化するのは膨大な作業があると思います。例えば1つは国からの委託移管事業、それから県の委任事務、それからここプロパーの仕事、それでさらにも増しているのは、五十数名の中でどんな大きな自治体がやっている何百の

事業を、五十何人で何百の事業をしなければならないわけです。それを全部データ化して書き出して、それに1日何時間要して、何分要しているのか、あるいは1週間にそういう作業が何回あるのか、これは非常に膨大な作業をしなければならないのです。それで、今のところまだ、はっきり言ってそのところを細かく積み上げてはいませんが、そういうことを私は動きながら、職員の課長とヒアリングをしながら、まだ実はスタートしていないので、進めていこうというふうに思っていますが、村長からは早急にするようにと言われておりますので、これは私の怠慢ということになるかと思えます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、私が聞き間違えたのか。もう既に着手して進んでいるというふうに私は8日に聞いたものですから、これは聞き違いですね、では。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 指示は受けているのですが、村長に進んでいるも進んでいないもまだ報告していないので、村長が当然進んでいるものだと思って、そのようにこの前言ったのだと思えますので、それは私の怠慢ということになるかと思えます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 私は補正予算の19ページ、住宅費について、特に住宅費のうちの災害公営住宅、これについて質問していきたいと思えます。被災市町村、それぞれ災害公営住宅田野畑村を含めてつくりまして、本村の場合にも災害公営住宅に入って数年たちました。田野畑村の減免制度は、正直言って最高にいいということではないですが、まあまあ減免制度をつくって運用しております。それも6年経過をして、最終11年たてば通常の村営住宅の家賃に戻るというふうな制度になっているわけですが、担当課ではまだ6年……たっている人もいるのかな、いないのかな。何年ぐらいたっているわけですか、入居してから。

○議長【工藤 求君】 畠山建設第二課主任主査。

○建設第二課主任主査【畠山 哲君】 お答えいたします。

団地の管理開始のイベントが行ってまいりますので、団地ごとに違ってまいりますけれども、最後完成いたしましたのが拓洋台団地でございます。拓洋台団地が今年、12月で管理開始から3年を経過するという事になってございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 田野畑村の制度はまあまあなのですが、3年間の家賃を10分の3、その3年を経過するわけですね。そうすると、ほかの細かい規定がありませんので、今年度を経過するともとの、通常の家賃というふうに解釈していいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 畠山建設第二課主任主査。

○建設第二課主任主査【畠山 哲君】 お答えいたします。

先ほど申し上げました、最後に建設となった拓洋台団地、12月で3年を迎えるということで、村は1万円を上限に3年間は家賃の10分の1を減免するという制度で運用してまいりました。繰り返しになりますが、最後に今月の12月から拓洋台が減免の期間が終了になります。そのほかの、一番最初は松前沢団地なのですが、松前沢団地、それから羅賀東団地、順番で申し上げますが、黎明台団地で、西和野団地、今回12月で拓洋台団地ということで、10分の1の減免は終了することになります。

それ以降なのですけれども、公営住宅法に基づいた家賃計算というふうな形になります。ただし、低所得の方々、8万円未満の方については国の事業の中で、例えば10万円まで上限の方は幾ら幾らと家賃が決まっているのですけれども、もともとなる家賃が、東日本大震災の災害公営住宅に入っている8万円未満の方々については、さらにそれを細分化いたしまして、例えばゼロから2万円の方は幾ら、2万円から4万円の方は幾らというふうになってございますので、その規定に基づいて計算されるということになっております。今現在もそうです。それは継続になります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 まあまあと言ったのは他自治体に比べての話であって、まだ独自軽減云々をこれからかなり高額になると思いますので、その際は、余り時間かけて質疑はきょうはしたくないのですが、よく住んでいる方々の意見を聞きながら、独自軽減等を検討するお考えがあるかないか、村長よりお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この件は、実は町村会の中で私のほうから提言して、県知事及び国のほうにも町村会から出してくれということで出させていただきました。

それから、この間実は復興大臣とお話をしてきましたけれども、この問題点はそもそもが災害公営住宅にもかかわらず、運用は公営住宅法に基づいて管理していることに問題点があるということでこの間提言をして、ややそれを受けて、各市町村で条例化することをやむなしということで、若干岩手県の取り組みが弱かったようだけれども、標準家賃のところではそれ以上取らないカットするのを運用を決めてしまってもいいというところまで今来ていましたので、そこらは許される範囲として、我々も県の指針ではなくて村の実態としての数字を押さえて、加算というのはある期間はしないという方向性で今調整しているところですので、今言ったようなご意見をいただきながら、被災者が苦しまないように、できるだけ考えてまいりたいと思います。

○6番【中村勝明君】 わかりました。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 除雪についてお尋ねします。何かことしは冬は寒く、早くて厳しいような予報になっていますが、長嶺線がふえることによって除雪延長というのはふえたのですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

長嶺線ですけれども、長嶺線においては今現在工事中でありまして、そしてご承知のとおり国道45号の交差点部が国のほうの許可がまだおりていない状況もありまして、冬場の工事、あるいは繰り越し等の手続をとって来春のほうの工事、そしてあと机側のほうになりますと、今頑張って改良してもらって、盛り土造成していますけれども、一部舗装が、冬場なので、春先のほうにお願いするようなことというふうなことがあります、今年度の長嶺線の除雪においては、その区間は除雪は今回なくて、中止という、通行どめというふうなことでお願いしたいということで、皆さんの広報等で案内してございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 そうすれば、前年度と同じ除雪延長ということになるかと思いますが、実はオペレーターがちょっと高齢化で、何か私の知っている方も、いや、ことしからちょっと無理だとかというような、そんな声も聞いているのですが、対応について何か問題点ありますか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 そのとおりで、まず路線においては去年と同じくらい、141路線ということで、136.3キロというふうな路線延長、それからあとほかの県道の一部だとか農道もありまして、最終的には151キロほどの除雪延長になるということがございます。そして、機械のほうがそれぞれの建設業関係の方々からの意向を確認しまして、45台になります。それで、そのとおりこの間も除雪会議等ありまして、いずれ頑張って日常生活に支障がないようにというふうなこと、バス路線においてはバスが走る前に当然除雪しなければならないというふうなことも確認してはございますが、言うとおりの除雪機械のオペレーターの高齢化と、それから労働者不足だとか、そういうふうなことがそのとおりにございまして、それは除雪会議の中でもそのとおりのことが出まして、村のほうとしてもそのようなことがある中で、いずれ大変さはそのとおりなのですけれども、今年度で頑張ってもらおうと。

ただ、今後除雪は、村民の方々には雪が降れば除雪してくれるものだとして信じて、村の除雪としても昔から頑張ってやってきたわけですけれども、今後においてはいずれにしても高齢化だったり機械不足だったり、そして難しい問題が発生するので、地域のコミュニティーだったり、地区でできることは何かできないものなのかというふうなこともこの間の除雪会議でも話が出まして、例えば砂散布においてはそれぞれの地区のところに砂を置いて、地区でやれないものかだとかというようなこともありました。そのようなことがあってあれですが、今年度は頑張ってもらおうというようなことで皆さん一致して、間に合う方向になってはいますが、いずれ今後考えていかなければならないなというふうには思っています。長くなりました。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、細かいことなのですが、20ページの教育費のところまで

タイムカード2台ということがあるのですけれども、これはどこに設置されるタイムカードなのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 これは、小中学校の教職員の勤務時間が全国的に問題になっているということで、小学校、中学校1台ずつ設置する予定でございます。

○3番【上山明美君】 はい、わかりました。

(休憩してくださいの声あり)

○議長【工藤 求君】 15分間をめぐりに休憩します。

休憩(午後 2時16分)

再開(午後 2時34分)

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 田野畑村暮らしやすい村のグランドデザイン構想案、まずこれ聞く前に1点確認したいのですが、今のグランドデザイン構想、あとメディカルシティ構想、コンパクトシティ構想、いろいろ言葉あるのですが、それぞれみんな別ですか。どうでしょう、同じものですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 コンパクトの考え方というのは、今はやりの電化、そしてそれを発電しということで、住まいも暮らしも高い数字に上げて、復興を含めて新しいまちづくり構想ということですので、必ずしもそこと一致しないものもあるということ。

それから、我々今度のグランドデザインは、そもそも大震災の中で田野畑がますます人口が減っていく中で、どうやったら耐え抜いて皆さんで暮らせるかということ、本来の時点でも創造していかなければならなかった。でも、それを公共財として放置すればとんでもないことになるからということで、グランドデザインをつくるということですので、そういった意味ではそれらを越えた上で健康をしっかりと考える、福祉を考える、教育を考えるということのメディカルシティ構想も含めて、その段階を経て、充実したものを、グランドデザインをつくっていくということに進めてまいりたいと、そういう思い入れがあつての話でございますので、今この時点でわかりやすいという表現でそうさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 私全く素人ですので、何と表現したらいいかわからないのですが、私も立派な構想ができていないかというような気がするのですが。なおかつこれでもコンサルに委託するということなのです。コンサルにはどういう形で委託するのか。例えば最初から、一から全部コンサルで動いていってくださいというのか、村で例えばこういうグランドデザイン構想

を持っているのだけれども、これをもとに描いてくれというのか。どういう委託の仕方をするか、まず質問いたしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 村には都市計画がないのです。だから、都市計画をつくるために、都市計画に準じた形で事業化していくために、これをしないと国の事業をとれませんと、その素地をつくっていくということが重要だと。それが本来、そして我々がやらなければならないのだと、それから地域ビジョン、地方戦略も含めて、ただ1%を守るだけでは何もほかの市町村にただ負けていくだけです。その根拠をしっかりとつけて、皆さんも一緒に住みましょう、また興味を持ってみんなで暮らしましょうということの都市計をしっかりとつけて、今までの諸計画を具体的なものに進めていくために必要だと、こういうことをご理解いただきと思いますし、中身については担当のほうから説明させていただきます。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 お答えします。

今図面ということの、この素案というか、この考え方を出しているのですけれども、もう一つ、行政拠点エリアというもう1枚の、この間全員協議会で配付した、裏のほうですが、この考え方をすけれども、理論的なものはこの間の一般質問の中で大枠話されたことかなと思っていますが、例えばこれを中央の公共施設の拠点エリアということを考えてときに、村の役場の庁舎の建設を1つ考えるときに、このように青のところに表示されているのが今の現在地です。では、しからばこの役場庁舎を村民皆さんが、議員皆さんがどこに建設予定したらいいのでしょうかということを考えてときに、10人いればもしかしたら10通りの調査の場所が、それぞれ、それぞれという考えがあるかもしれません。そうすると、そのときに皆さんの示した案の中で、そのときにケース1というのが例で示しましたが、例えば田野畑のインターチェンジをおりたところに役場庁舎があったら便利でいいのでないのかという、仮に何人の人がいたら、そうするとその中で役場庁舎はどういうスペースの大きさで、どのような造成したらいいのでしょうかと、そしてそこにはどのような道路計画をしたらいいのか、またはそこにはどのような上下水道を完備したらいいのか、そしてその脇にはどのような住宅整備があるのだろうかというふうなことがそれぞれに考えられるわけです。そうすると、そのようなことを一つずつ考えていく中で、業務をそのようなコンサルに委託して、そうすると全体の条件整理をしたり、都市計画の話が出ましたが、行政拠点エリアの場所のそういうのはどのように考えたらいいのかだとか、プログラムというか、計画の検証をどのようにしていったらいいのだとか、さまざまな要因を全て、そのようなことを検討する、そのようなものが今のランドデザインというようなことで今後委託をして、そのような成果を求めて、皆さんと一緒に検討委員会のようなものをつくって、村民皆さんがどのような場所につくったらいいのかというのを最終的に議論して、そこに決定するというようなプロセス

を考えていきたいというふうな委託の業務内容です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それはわかるのです。ですから、それをコンサルに委託する部分を私は聞きたいわけです。全く内容がなしで真っさらで頼むのか、例えば今役場の話も出ましたが、どの辺に置いたほうが今後の村づくりのためにいいのではないかとかという、そういうような議論も含めてコンサルに意見を求めるのか、そこら辺はどうなのかということをお聞きしたいのですが、意味わかりませんか。

(意味がわからないの声あり)

○7番【鈴木隆昭君】 要は、デザイン構想案が出ていますが、これは全くコンサルには示さないで描いてもらうのか、一応こういう構想のもとに村では考えているが、これに肉づけをしてくれということをお聞きしたいのですが、そこら辺をどうなのかということをお聞きしたいのですが。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 ちょっと中身は、1つ今役場の例を考えましたが、公共施設の拠点エリアというところは村の中央なので、役場の機能を考えればこの中央になるのだろうというふうなことの考え方の中で、そしてどこがいいのだろうかというのは皆さんの中で考えてもらって、さっき言いましたが、場所が例えば公共施設の場所なのか、どこなのか、さまざま皆さん検討されると思うのです。その場所を皆さんから出たときに、皆さんで考えていくという中ですが、そしてそのときにコンサル業務のほうでは、そしたら例えばインターのところがありました、例えば寮の近辺のところはどうですかねという話があれば、寮の取り壊しがありますので、道路はどうしますか。さっき言ったとおり、そのようなことを皆さんと一緒にやっていく中で、そこまでコンサル業務のほうからも一緒に参加してもらって、その中でそうすると経済的なことだとかコスト的なものだとか、さまざまな要因を提示して、最終的にどのようなところがいいのだろうというのを判断してもらうために、一緒にやっていく中でコンサルも含んで、そして詳細、概略のそういうものを、関連的なものからそういうものをコストを出してもらって、みんなで検討していく、そして皆さんで考えていくという、そういう内容であります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、私が勘違いしました。結局コンサルに委託して、例えばそれをもとにまたみんなで話し合いをすとか、そういうことかと思っていたのですが、結局コンサルも含めてみんなで話し合いをして決めていくという、そういう流れということでもいいわけですね。わかりました。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 グランドデザインというのは、日本語で言うと全体構想ですね。全体構想をつくるときに、それを例えばコンサルに丸投げするののかというのを聞いているのでしょうか。

の中で、例えば村としてとか、こういうようなデザインを我々は描いていますが、それを詰めて、きちんとしたものにしてくださいと、そして大体グランドデザインが出たらマスタープランに行きます。そして詳細計画だ。そして実施計画に行って、実行になるわけです。例えば村民はどの段階から参加するか、利害関係者というのも出てくるのですよね。そういうときにどこから出てくるかと、これも一つ。全体構想と言っているのが西地区と中央地区でしょう、主に。沿岸部は、これずっと事業計画がきちんと出ているから、それは大丈夫だ、いいのだという、ある程度の考えはわかっているからというので外して、今回は入れないで、次の機会にという説明でしたが、やはりグランドデザインというのは部分的に最適であっても、全体として見たときにそれが最適につながらないという、こういう危険があるのです。たしかドラッカーだと思うのですが、マネジメントの祖と言われている、彼はそういうことを言っていると記憶しているのですが、例えば中央地区を最適にしたが、沿岸地区は復興事業計画があるから、ある程度できているからと、そこに光が当たらなかつたら、部分としては評価できても、全体としての構想というのを常に頭に入れておかないと、全体としては最適でないという結果になることだってあるのです。そこは留意してほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 今回の部分のグランドデザインは、村の全体を一つは大きくは考えます。沿岸のほうも考える。ですが、今回の補正でのお願いの部分は、村の役場とか道の駅を建設予定がございまして、公共施設のまず中央の部分と、あと西側というのは沼袋方面のほうの特養リアスですか、あちらのほうもある部分の住宅等々の関係もございまして、そういう住宅整備の部分だとかというようなこと、この2つの部分が今回中央と西側と。そして、それ以降の部分は考え方とすれば来年度以降に沿岸沿いのほうもという、全体を考えます。だから、復興等の整備においてのハード的内容はそのとおりできておりますので、そうは言っても全体を考える。そして、先ほどのページで役場の庁舎の例を話しましたが、それはあくまでも村とすればコンサル業務の中でどこが最適だろうというのはそれなりにこちらも考えます。といっても、皆さんの考え方もそのとおりどこだと、そうするといろんな考え方で、村の土地があるところが経済的にはいいのだろうという考え方もあるでしょうし、いや、道路を通していくことによって、ここが機能から集約されていいのだろうとか、さまざまなことが出るのだろうと思います。それらをコンサルにお願いをして、その部分をそれぞれの評価をしてもらって、そして村としてもこのような方向がいいと思いつつも、でも以上の考え方もあるかもしれません。それは、議員皆さんも村民皆さんも一緒になって考えて、役場庁舎建設を例えばどこがいいのだろうかというようなことを一緒に考えていきたい、そして村としてもその方向づけはして、説明は場所場所においてはするのですけれども、そのことにおいて説明、それも皆さんの考え方も入れて、最終的に皆さん、村民、一緒になって、その場所をどこにするかということを考えていきたいというよう

なものであります。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 やはり村民が共有してやっていくということが基本なのです。これグランドデザインを描くというのはすごく大切なことなのです。ただ、その中にコンサルに委託しましたと、それで基本計画ができる前までに、構想の段階で村民と意見を聞くかもしれませんが、基本計画、マスタープランに行く間に、やはりいろいろと論議を重ねることが最適な集合体、村としての集合体、地域ができるということですので、そこらはぜひ忘れていただきたい。これは要望です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 私も今1番議員が言われましたことと同感でございます。いずれこれから地方あるいは地域を守っていくためには、しっかりしたデザインというのは当然必要だろうと思うのです。ですから、グランドデザインのまとめのほうに結構、ただ先ほどからの議論が出ていますように、コンサルはプロで、それなりのものを示すことはあるのだろうと思うのですが、やはり地域住民が村づくりをするのだという基本原則に立つというのが一番大事なことだと思いますので、それはぜひ守っていただきたいというのは要望しておきますが、ということは当然新庁舎はまだはっきり……大体こちら辺というのが大方の見方かなという前提がよくわかるのです。道の駅がまだ全然はっきりは決まっていないということで理解していいわけですね。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 道の駅については国の関係もございしますが、このグランドデザインの中でも全体的に役場庁舎、道の駅というふうなことは一体的なこともございしますので、一例というか、一体的に考えていきたいと、そのように思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今の答弁を聞いて安心しました。結局道の駅、これは観光客がいて、確かにあるのでしょうけれども、三国あたりとか、やっぱり一つの拠点をまずつくるべきだと思うのです。その大きな要素が新庁舎であり、道の駅であると思うのです。ですから、これをまずリンクさせて、村民が集まりやすい、しかも観光客も利用しやすい、それで観光客がそこでおることによって村内の観光も発展するし、それに伴って第1次産業も発展するという、まさにグランドデザインをつくっていただきますように、これは要望にしておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今回の補正で計上になっております教育費に関連をして、初日の一般質問で時間の関係で確認できなかった分をここでお尋ねします。

条例制定をして、義務教育の児童生徒に対して祝金を支給すると。教育次長から答弁で、祝金については学用品費を念頭に置いて金額を決めたというふうに答弁なされました。確認したい1

点目は、学用品費をもらう就学援助対象者に対しては条例制定をされた祝金の関係はどうなるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 祝金条例で祝金を受給した場合には、就学援助の入学学用品費の支給は行わないように改正する予定でございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 失礼ですが、私が担当者であれば、どちらを優先したほうが得策かと思うのです。就学援助は、多分担当をしたことはないのに100%はわかりませんが、完全に国庫補助だけですよね。確認したいと思います。そうであれば、どちらを優先したほうが村として得策でしょうか。私はそこまで当然担当者、教育委員会では考慮しているというふうに思ったのですが、どちらを優先したほうが村として財政的に得策か、もし検討していないのであれば財政担当と相談をして、検討したらどうですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 就学援助費でございますが、要保護の場合は国の補助がありますが、準要保護は基本的には国の補助はないということでございます。準要保護の中で一般の認定と震災の関係の認定者、2種類がございます。震災のほうは特例で国庫補助になるというような形でございます。実際にことしの例で申し上げますと、小中それぞれ震災における新入学の学用品費は実績はないということでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 あとは細かい議論になります。もし財政的に不利になるのであれば検討なさっていただきたい、これは要望にとどめておきたいと思います。

あとは、難しい質問はきょうはやめますけれども、難しいというか、細かい点はやめますが、所得基準、1.0の根拠は正してもしょうがないのでやめますけれども、今後所得基準を、この九戸村まではちょっと厳しいかなと私も思っているのですが、平均値として1.23ぐらいになっているようでありますから、県会議員から資料を送ってもらっているのですが、平均値ぐらいに上げる検討はいかがですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 お答えします。

援助費につきましては、準要保護でございます。市町村によっていわゆる係数にばらつきがあるということなのですが、今度支給額のほうも市町村によってばらつきがあるということでございますので、他市町村の例等を参考にしながら、あと財政の事情もございまして、係数と支給額については今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 教育長の答弁を聞き漏らしましたので、確認しておきたいわけですが、早期支給は決めたわけですか。就学援助の入学準備金、いずれ早期支給は決めたかどうか確認しておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 現時点では、就学援助に係る入学学用品の早期支給は決めてはおりません。それは、今回で条例上程しました祝金を、これは入学学用品費に相当するような形でありたいというような考えでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 祝金については説明があったとおり、振り込みで3月支給なのです。そうすると入学前になるわけです。公平性を期す意味でも、これ決めたらどうですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、係数と、それから支給額、それから支給の日、月、あわせて検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 表現しやすいのは羅賀荘の修繕の2,400万円計上していると思います。これはまあ可といたします。ただ、陸中たのはたでこれも4,750万円、全員協議会での資料なのですが、これは全部羅賀荘、陸中たのはたでやる方がいいのか悪いのか、議論は別といたしまして、どうでしょう、村がこのとおりきょう予算が通過すれば、商売上というか、常識上一番お客さんの少ない冬場に多分工事をやるようになると思うのですが、陸中たのはたで持つ分と言ったらいいのかわかりませんが、この分についてはどういう……これも今度は陸中たのはたの社長の答弁になるかと思いますが、善処いただきまして、例えば客室の畳交換はやるとか、カーペット張りかえはことしは補修できるとか、何かそういう具体的なお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 とにかく印象が大事ですので、それがお客さんにとってのものについては早急にやれるように、あとは財政的な、金銭的な裏づけもあっての話で、できるだけ早目早目に実施していけるように役員会で話ししているところですので、どれをとすることは今後また詰めてまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 あと、公用車の車検等々のことなのですが、多分どこかには該当するのだろうと思うのですが、発注とかそういうのというのはどのようにお決めになっているのか、ちょっとその点もお聞きしたいわけですが、どこか見積もりをとってやっているとか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【早野 円君】 公用車の車検修繕に関しましては、村内の全6つの修理工場から見積もりをとって、それで決めております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、見積もりをとってやっているか。それは全体で見積もりをとるのか、それとも例えば村長車は村長車で見積もりをとるのか、どういうふうなとり方していますか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【早野 円君】 車検修繕が切れる公用車ごとにとっております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ということは、当然それで公平だと思うのですが、ひょっとしたら一部の修理工場に偏るということも当然あり得るということではないですかね、見積もりとるわけですから。バランスをとるのかと。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【早野 円君】 見積書をとった結果、最低見積もり業者に依頼しますので、そういうこともあり得るのかなとは思いますが。

○7番【鈴木隆昭君】 はい、わかりました。どうしているのだろうなと思って。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算(第8号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案審議の都合により、あらかじめ時間延長をします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第13、議案第13号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第13号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定は歳入歳出それぞれ4,965万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,550万8,000円とし、直営診療施設勘定は歳入歳出それぞれ140万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,479万5,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。歳入ですが、主なものについてご説明いたします。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分ですが、療養給付費負担金として1,600万円追加計上しております。

それから、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節調整交付金ですが、普通調整交付金として450万円追加計上しております。

第5款県支出金、第2項県補助金、1目財政調整交付金、1節調整交付金ですが、財政調整交付金として450万円追加計上しております。

第7款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、1節現年度分ですが、前期高齢者交付金として2,429万5,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。歳出ですが、第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、一般被保険者療養給付費として5,000万円追加計上しております。

18ページをごらんください。直営診療施設勘定、歳入、第3款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、医科歯科赤字補填繰入金として合わせて137万3,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。歳出ですが、第2款医業費、第1項医業費、3目医薬品衛生材料費、13節委託料ですが、医科の臨床検査委託料として100万円追加計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 一般質問のときに同僚議員から国保の滞納とか収納のことが出たのですけれども、払う方も取る方も頑張っていると思うのですけれども、100%に近い収納率があるのですけれども、今96%で、未納の方が30人と記憶しているのですけれども、この方たちの最終日程と言えば変ですけれども、納めてもらうめどというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 横山税務会計課主任主査。

○税務会計課主任主査【横山順一君】 質問にお答えします。

まだ未納の方には督促状を発付しております。督促状から10日経過して払いがいない場合は催告

を行いまして、また個人面談等も行い、それでも払いがない場合は差し押さえ等を考えておりません。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 未納とか、いろいろ滞納のことについてなのですけども、面談等々行っているんですけども、国保税を納められないとか、納めていないということで、ほかの税金とか、料金とかそういうふうなものも納めれていないというふうに、重複しているような方というのはいるのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 横山税務会計課主任主査。

○税務会計課主任主査【横山順一君】 お答えいたします。重複している方はおります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 一般質問ではそれなりに答弁をいただきました。時間がなくて答弁を、録音テープをまだ聞いてはいないのですが、率直に言って都道府県化になって、新年度における国保税が上がるか据え置きか下がるか。下がるということはちょっと想定外なのですが、率直にどうお考えでしょうか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

一般質問でもございました。国、県において、ただいま12月中に最終試算、これはまた仮係数でやっております。所得係数も医療費係数もまだ仮係数です。それで、その前の県の運営委員会で新聞報道にあったとおり、村は下がるような感じでは出ておりますけれども、答弁のとおり実際繰り入れを入れなかった場合は1,128円の増額ということで試算されております。今後、来年1月に本算定、これは係数が確定されたものが来ますので、これを踏まえて検討していきたいと思っておりますので、今現段階こうなるということはちょっと控えさせていただきます。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 この前質問があったかと思うのですが、ちょっと確認したいのですが、基金を造成してございましたが、今ほとんどゼロに近いと思うのですが、今度制度変更になって、村で基金造成、必要ありやなしや、その辺はどういうふうになるのでしょうか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 それにつきましても決まらなければまだわからないんですけども、例えば本年度余った場合とかになってくると積める可能性も出てきますが、ご承知のとおり今18万円ぐらいしか残っておりませんので、これをあと今後3年間でどういうふうな動きになるのか、どのくらい納めなければならないのかというところの確定次第ですけども、それに伴って

やっぱり上げる上げない、積める積めないということが出てくるということでもあります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 確認なのですが、基金は県全体でということではないわけですか。あくまでも各市町村で基金を造成する場合にはということ考えていいわけですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 純粋な赤字補填に関しては使う、そのとおりでございます。新聞報道でもありますが、激変緩和とって、28年度からかなり変わるというところになってくれば、そこに激変緩和の基金を充当できるのですが、本村の場合はそれに該当していませんので、純粋な赤字補填の分は村で行われます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、歳出の19ページの臨床検査委託料のところの確認ですけれども、今の診療所長はやる時に検査機関に頼んで次の日というよりは、すぐわかるようにと、ある程度の検査ができる器械をやったと思うのですけれども、検査のほかに、やっぱりより詳しく検査をしなければならぬという検査が発生して、この委託料が出てきたというふうに了解してよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 保健福祉課長。

○保健福祉課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございます。前年度は、器械のほうを導入させていただきまして、それにつきましては、先生が診療の際、状態を見て至急検査が必要だと、その場合に使わせていただいております。主に白血球の数ですとか、それから貧血の関係ですとか、そういったものに使わせていただいて、それによって薬のほうの処方も変わってくるというようなことで、対応させていただいております。

それから、そのほかの部分につきましては、急がないものにつきましては外注で、委託でやっているということで、いろいろその患者さん自体、検査とかデータ、従前にやったものは持っているのですけれども、やはり先生は一人一人の方の状態をその結果から見て診察をしたいということで、検査料がふえてきているということでございます。

○3番【上山明美君】 了解しました。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第14、議案第14号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第14号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、これは歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,660万8,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。歳入ですが、第3款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金として8万3,000円追加計上しております。

次ページをごらんください。歳出ですが、第1款総務費、第2項施設整備費、1目簡易水道施設費、13節委託料は机地区北山浄水施設測量調査設計委託料として315万3,000円減額計上しており、また15節工事請負費は机地区導水管布設工事として513万6,000円追加計上しており、また17節公有財産購入費は机地区北山浄水施設用地購入費として179万4,000円減額計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第15、議案第15号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第15号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ162万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,393万3,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料ですが、特別徴収保険料として271万2,000円追加計上しております。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目調整交付金、1節調整交付金ですが、調整交付金として223万3,000円減額計上しております。

7ページをごらんください。歳出、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、居宅介護サービス給付費として100万円追加計上しております。

次ページをごらんください。第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、介護予防サービス給付費として250万円追加計上しております。また、3目地域密着型介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、地域密着型介護予防サービス給付費として200万円減額計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第15号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3時20分）

再開（午後 3時22分）

○議長【工藤 求君】 再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【工藤 求君】 日程の追加についてお諮りいたします。

村長から同意案3件が提出されております。さらに、中村勝明議員ほかから発議案1件が提出されております。また、議員派遣についても議題といたしたく、これらを日程に追加し、議題に供したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

同意案第1号 田野畑村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて、同意案第2号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて、同意案第3号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて、発議案第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書について、議員派遣についてをそれぞれ追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 追加日程第1、同意案第1号 田野畑村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 同意案第1号 田野畑村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を田野畑村教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、岩手県盛岡市南仙北3丁目11番65号、氏名、相模貞一、生年月日、昭和28年4月22日生まれです。

巖岩敏雄教育委員会委員（教育長）が平成29年12月31日をもって任期満了となることから、相模貞一氏を適任と認め、新教育委員会制度に基づく田野畑村教育委員会教育長に任命しようとするものである。これがこの議案を提出する理由であります。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、大森一君、2番、畠山拓雄君、3番、上山明美さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長【工藤 求君】 念のため申し上げます。本案の同意を可とする方は賛成、否とする方は反対と記入願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票は、会議規則第84条の規定により否とします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長【工藤 求君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順に投票願います。

（投票）

○議長【工藤 求君】 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

開票を行います。立会人は立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長【工藤 求君】 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票数 9 票。賛成 9 票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。

以上のとおりでございます。

したがって、同意案第 1 号は原案のとおり可決同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎同意案第 2 号、同意案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 追加日程第 2、同意案第 2 号並びに追加日程第 3、同意案第 3 号の 2 件は、いずれも田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてでありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 2、同意案第 2 号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて並びに追加日程第 3、同意案第 3 号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについての 2 件を一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 2、同意案第 2 号並びに追加日程第 3、同意案第 3 号の同意案 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 同意案第 2 号及び第 3 号についてです。

田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を田野畑村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、田野畑村南大芦 106 番地、渡部東、昭和 27 年 5 月 3 日生まれ。

次に、第 3 号同意案の説明を申し上げます。

住所、田野畑村明戸 55 番地、中村透、昭和 36 年 4 月 17 日生まれ。

両委員とも 12 月で任期満了となることから、適任と認め、同意を求めるものでございます。

よろしく同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は無記名投票によって行います。

ここで議場の開閉並びに立会人についてお諮りいたします。議場の開閉については、同意案第2号並びに同意案第3号の採決が終了するまで閉鎖とし、立会人についても同意案第2号並びに同意案第3号について同一の立会人といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、議場については同意案第2号並びに同意案第3号の採決が終了するまで閉鎖とし、立会人についても同意案第2号並びに同意案第3号について同一の立会人とすることといたします。

最初に、同意案第2号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて採決いたします。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、畠山拓雄君、3番、上山明美さん、4番、菊地大君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長【工藤 求君】 念のため申し上げます。本案の同意を可とする方は賛成、否とする方は反対と記入願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票は、会議規則第84条の規定により否とします。2件の投票について同様でありますので、ご了承願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長【工藤 求君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順に投票願います。

(投票)

○議長【工藤 求君】 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

開票を行います。立会人は立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長【工藤 求君】 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票数9票。賛成9票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。

以上のとおりでございます。

したがって、同意案第2号は原案のとおり可決同意されました。

追加日程第3、同意案第3号 田野畑村固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて採決いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長【工藤 求君】 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長【工藤 求君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順に投票願います。

(投票)

○議長【工藤 求君】 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 なしと認めます。

開票を行います。立会人は立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長【工藤 求君】 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票数9票。賛成9票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。

以上のとおりでございます。

したがって、同意案第3号は原案のとおり可決同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長【工藤 求君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時40分)

再開 (午後 3時42分)

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 追加日程第4、発議案第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書を議題といたします。

発議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長【工藤 求君】 提出議員より説明を求めます。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 ただいま事務局長から朗読いただいたとおりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 補足説明はありますか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

発議案第1号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長【工藤 求君】 追加日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

平成29年第8回田野畑村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時48分)